

第 2 号（平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成27年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成27年12月17日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年12月17日午前 9時56分 議長 木村武壽

閉会 平成27年12月17日午前10時54分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	岡田	久雄	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中谷	誠	議会書記	西島	豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 7 年 1 2 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 51 号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 52 号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 53 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 54 号 京都地方税機構規約の変更について
- 第 6 発議第 7 号 消費税増税中止を求める意見書
- 第 7 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

谷田 操議員より、発議第7号、消費税増税中止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成27年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岡田久雄議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第51号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第51号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） これは非常勤の職員の公務災害補償とあるんですけど、非常勤の職員にも、一般質問のときにお伺いしたように、いろいろな種類の職員さんがおられるということなんですけれども、これが適用されるのはどういう職員ですか。何人いらっしゃるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

この条例の適用を受ける職員につきましては、非現業職場の臨時職員ということになります。数字につきましては、把握はしておりません。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第51号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第52号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（議案第52号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 谷田 操です。

まず、ページ数で13ページの徴収猶予に係る町の徴収金の分納等の方法、それから15ページの申請手続と、それから16ページ、17ページの換価

の猶予等についてですけれども、ここで述べている徴収金というのは、井手町の税金全てこれを適用するということなのか、税金の種類によってこれが適用されない税があるのかどうか、お尋ねします。

それと、今回、国の国税の方の規定と変わらないというような話がありましたけれども、地方税法ではどのぐらいの期間、猶予できるということになっているのか。井手町もその期間いっぱい猶予してほしいという方が申請されれば、認められるのかということが2点目。

それと、ページ数で17ページで、担保を徴する必要がある場合というのですね、換価の猶予を申請されたら、そのときに担保を徴取するというのが基本ということになっているわけですが、担保をとらなくてもいいというのはこういう場合だというのがありますが、これも条例で定めればいいというふうになっているわけですね。そしたら、100万円、3カ月以内ということに定めた根拠を教えてください。

これは市町村によってばらつきがある内容やと思うんです。これで本当に現実的なのかと。換価と云ったら言葉は何のことかと思うけど、差し押さえて、その差し押さえた物件を現金にかえるということですから、競売したり、そういうことを行うということですから、そこまで行っているということは、払えるんやったら払ってはると思うんですよ。払えないからそういう状況になっていて、100万以上あるけども、もうちょっと待ってほしいと、4カ月または半年待ってほしいというような場合、それはもう100万超えてるし絶対あかんねやと、3カ月までしかあかんと、担保入れないと待てませんというのであれば、なかなか非現実的ではないかと。待ってほしいという方について、これが本当に有効に機能するのか。

国もこういう地方税法を改正した理由に、やっぱり今そういう状況に陥っている方が多いから国民負担を軽減しようということで改正されたと思うんです。その点、本当にこれまででもさまざま、こういう猶予の規定が決められる前も、実際払えないということで分納の相談に来られたり、規定はなかったけれども、あったと思うんです。そういう実例と鑑みて、これで本当に大丈夫なのかと、有効なのかと。

それと、税機構の方に滞納された分は行ってしまうわけですね。そうすると、いよいよ換価されるかもしれないということになったときに、こういう申し出に来られたと。せやけど、これまで分納相談は全部、過年度の、納期

限を過ぎたものは税機構に行ってくださいという話がありましたよね。こういう条例ができれば、やはり町が地方分権の趣旨に沿って、独自にいろいろ相談に乗らなあかんと思うんですけども、これは、誰が実際こういう相談に乗るんですか。税機構でやるんですか、井手町の税務課の職員がやるんですか、お尋ねします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回規定いたしました納税の猶予制度につきまして、町のどういったものに適用ということなんですけども、今回、町の税条例の方に規定させていただくということになっておりますので、当然町の税金の分については対象、これを適用することになるかと思えますし、これに準じて適用しているものについても同様の取り扱いになるものと考えております。

次に、今回条例で定める事項というものについてなんですけども、まず、定める事項といたしましては、分割の納付方法であるとか、換価の猶予の申請期限、また担保の徴取期限等の内容ということになっておりまして、分割納付の方法につきましては、原則毎月の納付と、特別な事情のある方については、それも状況に応じて対応していくというふうな規定となっております。換価の猶予の制度の申請の期限につきましては、納期限から6カ月以内と。担保の徴取基準につきましては、猶予額が100万円を超える場合や、猶予期間が3カ月を超える場合ということを規定しておりまして、今回、それも国の国税の基準というのを準拠しながら定めてきたものでありまして、国税より厳しい条件であるとか緩い条件であるとかという特段の理由も見当たらないということもありますので、一定、国税の基準というのが国の方で審議されて定められた基準ということでもありますので、それに準拠して規定をしてきたところであります。

実際、こういった猶予制度の申請の申し出があった場合、どこが対応するのかというご質問でありますけども、原則的には納期限が既に滞納案件となっているものについては、機構の方が対応していくということになりますし、納期未到来分については、町の方で対応させていただく件が出てくるというふうを考えております。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 次に、ページ数で言いまして19ページ以降、マイナンバーの関係で、法人番号や個人番号を書きなさいと。さまざまな減免の申請のもの等が多いんですけども、減免とか特例を受ける場合とかですね。マイナンバーは、国民にとっては利便性が高まるんだというふうに国は宣伝をしているんだけど、やっぱりこうやって、さまざまなものにわざわざ番号を書かなあかんというようなことが出てくるわけですね。やはり煩雑な手間が逆にふえると。用紙も全部変えなあきませんし、それはまた規則で変えはるのか知りませんが、町にとっても物すごい手間がかかるわけですね。特に、法人の方の申告で法人番号を書けというのがありますが、中小零細の方々にとっては、この法人番号の付与、これからですけど、管理等を考えますと、非常に負担が大きいと思うんですけども、これ、全部いろいろ書かんなんことは、住民や法人の方にとって負担がふえるということにはなりませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 国民の代表である国会で、法律で定められたことでもありますので、井手町の税条例の中でこうあることが煩雑になるかならないかという質疑に対しては、何ともお答えのしようがないというところでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

ただいま議題になっております町税条例の改正について、国は、景気の悪

化とか国民の負担がふえている中で、税金の徴収の猶予についても、きちんと地方税においても定めようということで、こういう条例ができるということについては評価できる面もあるんですけども、結局、税機構等に送られた場合は町できめ細かな相談に乗ることはできないという制約があります。町長が認めた場合とか特に必要な場合とか、さまざまな例外措置が書いてありますので、本当にそういう必要がある方には、よく内容をお聞きして、徴収の猶予ですとか換価の猶予の相談に乗ってもらわなあかんと思いますが、機構に送ったからそれでしまいというような態度をとらないで、ぜひ努力をしてもらいたいと思います。

それと、マイナンバー制度のことで、国が決めたことやから手間が要るかどうかさえ言わないみたいな話ですけども、これは面倒になるのは明らかなのであって、マイナンバーによって国民がわずかに利便性が向上する部分と、その他の情報漏れの危険がふえる部分や、こういう手続がまた新たに加わる部分を考えますと、とてもマイナンバー制度というのはよいものとは言えないと、廃止するしかないという立場から反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第52号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第53号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第53号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) この条例の名称が消防団員等のというふうになっているんですけども、消防団員以外にこういう公務災害の対象になるという人がいるのでしょうか。

それと、先ほどの改正になりました非常勤職員の公務災害の条例の例文と比較しますと、例えば1ページでも、当該損害補償というふうに損害という言葉になっているんですけども、消防団の場合は損害というふうに呼ぶという決まりがあるのでしょうか。なぜ条文の文言が違うのか。

それと、公務上の災害について、2種類に分けてあるんですね。18条の2に規定する公務上の災害と、それ以外のものというふうに補償が分けられるようになりましてけども、さっき言われたような、火災の鎮圧とか災害等の従事中の場合は補償を厚くするということかと思うんですけども、そういう18条の1と2の違いですけど、火災でもこういう場合は1やとか、水害の見回りに行ってたんだけども、こういうときは対象になるけど、こういうときは2の方ですよみたいな、区別は何かあるのか。もう火事や災害時やったら全部補償が重い方に当たるんやというのか、どうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、「等」ということですが、この「等」には、消防団員はさることながら、そういう応急措置、救護とかに急遽携わっていただいた方等についても含まれるというふうなことですが、救急業務に協力した者、もしくは消防作業に従事した者というふうなこと、協力者についても含むというふうな「等」ということですが、

続きまして、損害補償とするというところで、こちらにつきましては、条文の中で、第4条で損害補償の種類ということで、こちらに明記されている部分というふうなこと、理解をしております。それぞれの補償の項目があるようですので、それということ、考えております。

続きまして、公務災害についての18条の2の関係でございますけれども、

こちらにつきましては、もちろん公務災害のこういう消防団員の基金とも相談はしながらとは思いますが、文章で18条の2で書いておりますように、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において火災の鎮圧、暴風、豪雨、洪水、高潮等、そういうふうなものになった場合には率が変わるということですので、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況というのはケースケースになろうかと思っておりますけれども、かなり命の危険があったとかいうふうな場合については、別の率が適用されるというふうになろうと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第53号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第54号、京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（議案第54号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 税機構の方で、今度は軽自動車税にかかわる事務もやるということですが、これまでは、軽自動車を購入されたりして新たに税金がかかるようになった場合、どのような形で町の方に申告が上がってきて、どういう事務が必要だったのか。これを機構がやることで、どれほど事務が軽減されるというか、そういう見通しがあるのか。負担割合は法人税の方の割合と一緒にやということですが、この軽自動車の分で新たに負担になる分というのは幾らあるんですか。井手町でこれにかかわる件数というのは何件あるんでしょうか。

先ほどの税条例の中で軽自動車税の減免に関する規定もありましたけど、課税をする権利というのは町にありまして、そして、それを軽減するかどうか、そういうことを決めるのも全部町が決めるわけですが、事務だけ切り離して機構へ行って、また課税するかどうかとか、減免については町で考えると。かえって、データが行ったり来たりして、煩雑になるということはありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、軽自動車税の課税といいますか、申告書等の事務がどのようにということですが、軽自動車や原付を除く二輪等の申告や名義変更、廃車などの手続につきましては、軽自動車検査協会京都事務所や京都陸運支局を窓口として行われているところでありまして、町におきましては、これら手続における申告書の写しというか、町用の控えといいますか、それをいただいて、それを課税資料といたしまして課税車両の把握をしております。具体的には、これらの申告書に基づいて車両情報等を手作業で電算システムに入力して管理しているということになっております。今回、税機構において、新たな共同化の事務として、28年4月より、そういった車両データを作成ということにつきまして事務をとり行っていたというふうな状況になっております。

軽減の見込みということであるんですけども、現在、先ほども申しましたとおり、軽自動車税に関する車両の情報という申告書をいただきまして、そ

れに基づいて手入力で電算入力をしているという形になっておりまして、その入力事務というのが機構の方でやっていただくということになりますので、その入力作業分の事務負担というのが町の方ではなくなると、事務を移管することによってなくなるという見込みであります。

続きまして、負担の関係なんですけども、今回の軽自動車税の事務の共同化に係る負担金見込みなんですけども、現在、税機構さんの方で見込んでおられる28年度の負担金の額というのは約20万円ほどになっておりまして、負担金の内訳で申しますと、今回、区分に追加しました基本割額というのが3万9,000円、人口割額が6万2,000円、申告書と処理件数割額が4万3,000円、課税台数割額が1万4,000円、それと申告書等の発送費等が4万円、合計19万8,000円となりまして、約20万円程度になるというふうに見込んでいるところであります。

実際の処理の件数というものなんですけども、今回機構の方でされる事務相当の件数となりますと、二輪、四輪等に係る申告書の件数、大体月に100件程度ございまして、1年で言うと約1,200件程度あるのかなというふうに見込んではおるんですけども、その入力作業等が一定軽減できるというふうには考えております。

課税が煩雑になるということなんですけども、先ほどから申しておりますとおり、あくまで課税における課税情報のデータ入力という部分がメインになってきますので、その分を機構に委託するということになりますので、課税の関係であるとか、そういったことについては、あくまで車両情報の把握という部分では町の方で行って、課税に対してはそれに基づいて処理を行っていくということになりますので、特段問題はないかなと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今回は軽自動車税の事務だけが上がっているんですけども、法人税等が移行したときに、固定資産税とか普通の住民税についても機構の方に移していくんだという話もあったんですけども、その辺の検討状況というか、見通しはどうなっているんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

現在、その他の税目の事務の共同化という面では、今のところ、その事務を共同化にする検討がなされている状態でありまして、その中では、個人住民税や固定資産税の償却資産という部分が、機構の方でこれから事務の共同化を進めていくに当たっていろいろ検討がなされているところでありまして、現在、今申しました分につきまして、具体的にいつから業務を開始するというような話にはまだ至っておらない状況であります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

町税の課税自主権というものについてですけれども、事務だけ移行すると言いますけれども、結局は事務と、課税をするかどうかとか減免をするかどうかとか、そういうものは不可分でありまして、事務だけということでは、本来自町の方できちんと税をどういうふうを集めるかというようなことを決めるという権限が侵されかねないというふうに考えますので、新たな税事務の移行については反対という立場で、反対します。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第54号、京都地方税機構規約の変更についてを採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、発議第7号、消費税増税中止を求める意見書を議題とします。

発議第7号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、消費税増税中止を求める意見書を提案させていただきます。

安倍政権は、2017年4月から消費税を10%へ引き上げようとしています。同時に「軽減税率」を導入するとしていますが、実態は5兆4,000億円の増税のうち1兆円だけをとりにやめる、4兆4,000億円増税することであり、軽減と言えるものではありません。

自民・公明の与党合意どおりに、酒類、外食を除く食料品全般の消費税率を8%に据え置いたとしても、平均年収世帯の1年間の消費税負担は25万5,000円で、現行より4万1,000円の負担増となります。勤労者世帯に限れば年27万9,000円となり、4万6,000円の負担増となります。これは、総務省の家計調査2014年のデータから試算をしたものです。

年収に対する消費税の負担率を年収階層別に計算しますと、年収200万円未満の最も低い層で現行5.9%から6.8%に負担率が上がります。一方、年収1,500万円以上の層では、現行の2.1%が増税後2.6%となるなど、家計の消費税負担率は年収がふえるほど軽くなり、低所得者ほど負担が重いという消費税の逆進性はむしろ拡大します。食料品の税率据え置きが低所得者対策にはならないということは明らかです。

一部の税率を据え置いても、国民大増税という消費税率引き上げの本質は何ら変わりません。消費税引き上げは社会保障のためと言いながら、医療、年金、介護、生活保護は全て切り捨てる。財政再建のためと言いながら、大企業には法人税軽減の大盤振る舞いを行う。軍事費も初の5兆円超えとなっています。据え置き品目をめぐる自民党、公明党の迷走は、消費税増税に道理がないということを改めて示しました。

8%への増税で2014年度のGDPはマイナスとなり、日本経済は大きく落ち込みました。いまだ国民の所得と消費が冷え込んでいるときに、10%への増税はさらに国民の暮らしを破壊します。

よって、国におかれては、消費税10%への増税を中止するよう強く要望するというものであります。

軽減税率という言葉に惑わされて、今度、税金が8%から食料品はもっと下がるんでしようというふうに誤解をされておられるような町民も、私、お話しする中でいらっしゃいました。これは本当にまやかしであると思います。低所得者のためというなら、消費税増税そのものをやめるべきではないでしょうか。ぜひご賛同をお願いいたします。

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第7号、消費税増税中止を求める意見書を採決します。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

次に、日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成27年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時54分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 中 坊 陽